

小学校区防災拠点協議会 活動の手引き

令和7年5月

市川市

目 次

第1章 設立の背景

1. 過去の震災の教訓
2. 市川市で想定される災害
 - (1) 地震
 - (2) 風水害
3. 市川市の災害対応体制
 - (1) 市川市災害対策本部
 - (2) 災害班と小学校区防災拠点
 - (3) 小学校区防災拠点協議会

第2章 小学校区防災拠点協議会の組織・運営

1. 協議会活動の目的
2. 設立の流れ
 - (1) 準備会の開催
 - (2) 規約・名簿の作成
3. 協議会のメンバー
 - (1) 委員
 - (2) オブザーバー
4. 協議会の組織
 - (1) 役員
 - (2) 専門班
 - (3) 事務局
5. 協議会の運営方法
 - (1) 目指すべき将来像と年間目標の設定
 - (2) 年間活動サイクル

第3章 小学校区防災拠点協議会の活動

1. 平常時の活動
 - (1) 会議の開催
 - (2) 避難所訓練の実施
 - (3) 地域防災リーダー講習会

(4) 家庭内の安全対策

2. 地震災害時の活動

(1) 自身・家族の安全確保

(2) 参集

(3) 被害情報の収集

(4) 一時避難場所の誘導

(5) 避難所の運営支援

(6) 在宅避難者の支援

(7) 自主防災組織等との連携

3. 風水害時の活動

第4章 活動事例

1. 自治会と連携した実効的な活動体制（八幡小学校）

2. 各小学校の平面図を使用した避難所運営ゲーム（HUG）の体験（菅野小学校・中山小学校・塩焼小学校・二俣小学校・鬼高小学校等）

第1章 設立の背景

1. 過去の震災の教訓

過去の大震災では、学校で多くの方が避難生活をおくり、情報収集、水・食料の供給が行われました。また、学校では日ごろから子どもを介して顔が見える関係があり、助け合いが円滑に行われました。

このような背景から、市川市では大地震発生後、市内39校の小学校を地域の防災拠点とし、小学校区単位で情報収集、災害対策本部や災害班との連携した応急対策活動、避難生活支援などを行います。

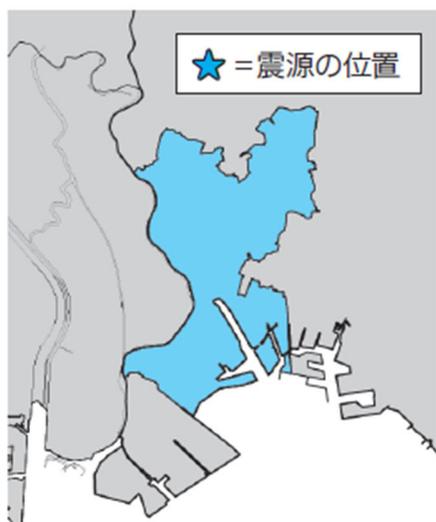
2. 市川市で想定される災害

(1) 地震

① 本市の地盤の特性

- 本市の地形は、大きく台地と低地に分けられます。低地のうち特に行徳から真間川、大柏川沿いの地域には沖積層が厚く堆積している地域が広がっています。
- 約2万年前に形成された比較的新しい地層が沖積層です。河川に腐植土、泥土が堆積してできたもので、一般的には軟弱なことが多い地層です。

② 想定地震：東京湾直下地震



前提条件

〈東京湾直下地震〉

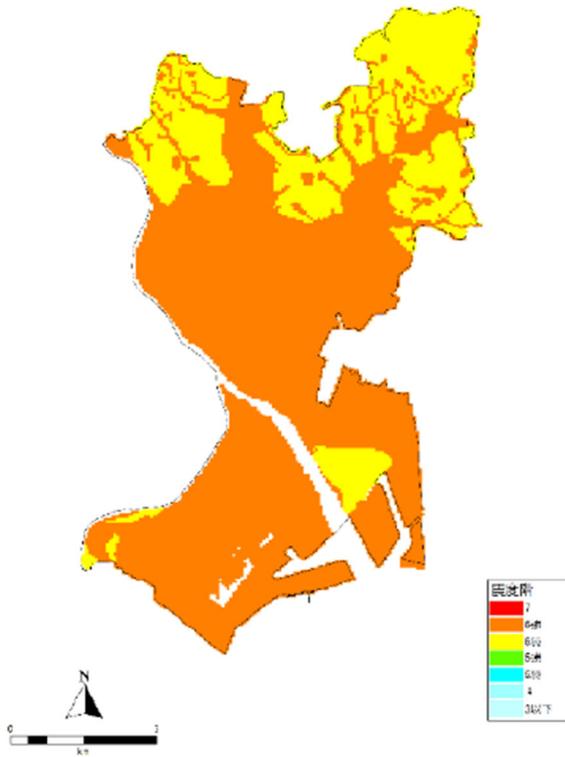
マグニチュード = 7.3

- ・ 震源の位置 = 本市の真南
- ・ 震源の深さ = 約48km
- ・ 発生時刻 = 冬の午後6時
- ・ 風向 = 北北西
- ・ 風速 = 秒速6m (強風時とし平均風速の2倍を想定)

〈人口〉

- ・ 491,423人
(令和5年1月末現在)

③ 想定地震による震度と被害想定



種別	被害項目	被害単位	東京湾直下地震
建物	揺れ	全壊棟数 (棟)	4,807
		うち、倒壊棟数 (棟)	347
		半壊棟数 (棟)	9,725
	液状化	全壊棟数 (棟)	304
		半壊棟数 (棟)	2,883
	急傾斜地崩壊	全壊棟数 (棟)	15
半壊棟数 (棟)		34	
火災	出火	残出火件数 (件)	46
	延焼	焼失棟数 (棟)	10,965
人的	死者	(人)	451
	重傷者	(人)	387
	軽傷者	(人)	1,437
ライフライン	電力	停電率 (直後, %)	19.3
	上水道	断水率 (直後, %)	74.4
	下水道	機能支障率 (直後, %)	6.1
	固定電話	不通回線率 (直後, %)	12.2
	都市ガス	供給停止率 (直後, %)	44.9
	LP ガス	機能支障率 (直後, %)	15.2
交通	道路	被害箇所数	17
生活支障等	避難者	1 日後 (内、避難所避難者数)	60,904 (36,542)
		1 週間後 (内、避難所避難者数)	98,529 (49,264)
		1 カ月後 (内、避難所避難者数)	62,087 (18,626)
	帰宅困難者	市外の帰宅困難者数 (人)	55,546
	災害廃棄物	発生量 (万トン)	170.63
	経済被害	直接経済被害額 (億円)	9,524

(2) 風水害

① 真間川洪水による被害想定

浸水想定条件	降雨：1 時間最大雨量 150mm 24 時間雨量 673mm (概ね 1,000 年に 1 度の規模) 堤防：真間川の全区間で破堤		<p>令和元年 12 月公表</p>
被害想定	床下浸水	47 棟	
	床上浸水	24,119 棟	
	被災世帯数	54,712 世帯	
	被災人口	110,231 人	

② 江戸川洪水による被害想定

浸水 想定 条件	降雨：利根川流域、八斗島（群馬県伊勢崎市）上流域域で 3日間の総雨量が491mm （概ね1,000年に1度の規模） 堤防：江戸川の全区間で破堤		平成29年7月公表 							
	左岸 被害 想定	<table border="1"> <tr><td>床下浸水</td><td>91棟</td></tr> <tr><td>床上浸水</td><td>12,430棟</td></tr> <tr><td>被災世帯数</td><td>38,910世帯</td></tr> <tr><td>被災人口</td><td>75,671人</td></tr> </table>		床下浸水	91棟	床上浸水	12,430棟	被災世帯数	38,910世帯	被災人口
床下浸水	91棟									
床上浸水	12,430棟									
被災世帯数	38,910世帯									
被災人口	75,671人									
右岸 被害 想定	<table border="1"> <tr><td>床下浸水</td><td>51棟</td></tr> <tr><td>床上浸水</td><td>5,117棟</td></tr> <tr><td>被災世帯数</td><td>31,233世帯</td></tr> <tr><td>被災人口</td><td>58,867人</td></tr> </table>	床下浸水	51棟	床上浸水	5,117棟	被災世帯数	31,233世帯	被災人口	58,867人	
床下浸水	51棟									
床上浸水	5,117棟									
被災世帯数	31,233世帯									
被災人口	58,867人									

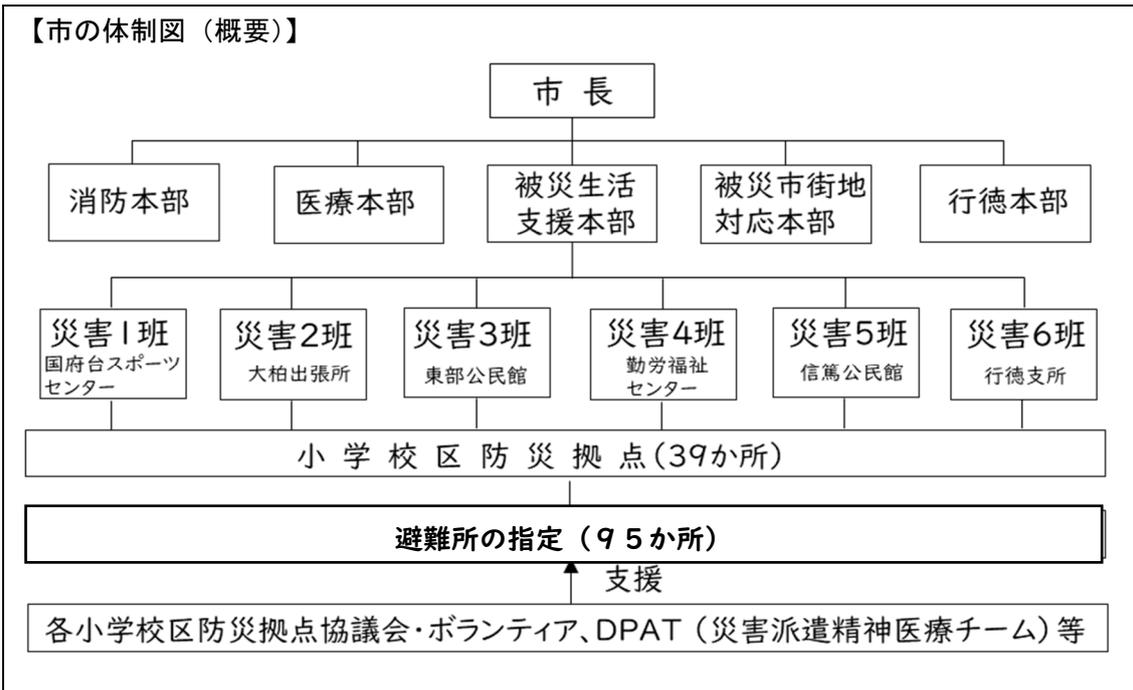
③ 高潮浸水による被害想定（想定最大規模）

浸水 想定 条件	規模：室戸台風級 910hPa （1,000年～5,000年に1度の規模） 潮位：TP+1.11m （朔望平均満潮位+異常潮位） 進路：本市の被害が最も大きくなる進路 海岸保全施設：一定条件で決壊		平成30年11月公表 							
	左岸 被害 想定	<table border="1"> <tr><td>床下浸水</td><td>82棟</td></tr> <tr><td>床上浸水</td><td>25,877棟</td></tr> <tr><td>被災世帯数</td><td>71,925世帯</td></tr> <tr><td>被災人口</td><td>140,536人</td></tr> </table>		床下浸水	82棟	床上浸水	25,877棟	被災世帯数	71,925世帯	被災人口
床下浸水	82棟									
床上浸水	25,877棟									
被災世帯数	71,925世帯									
被災人口	140,536人									
右岸 被害 想定	<table border="1"> <tr><td>床下浸水</td><td>1棟</td></tr> <tr><td>床上浸水</td><td>18,860棟</td></tr> <tr><td>被災世帯数</td><td>66,395世帯</td></tr> <tr><td>被災人口</td><td>125,205人</td></tr> </table>	床下浸水	1棟	床上浸水	18,860棟	被災世帯数	66,395世帯	被災人口	125,205人	
床下浸水	1棟									
床上浸水	18,860棟									
被災世帯数	66,395世帯									
被災人口	125,205人									

3. 市川市の災害対応体制

(1) 市川市災害対策本部

- ◆ 本市の災害時の体制は、市長を本部長とし、その下に5つの対応本部があります。被災生活支援本部には、市内6つの地域の情報収集を行う災害班があります。また、その災害班の下に、小学校区防災拠点と避難所があります。



(2) 災害班と小学校区防災拠点

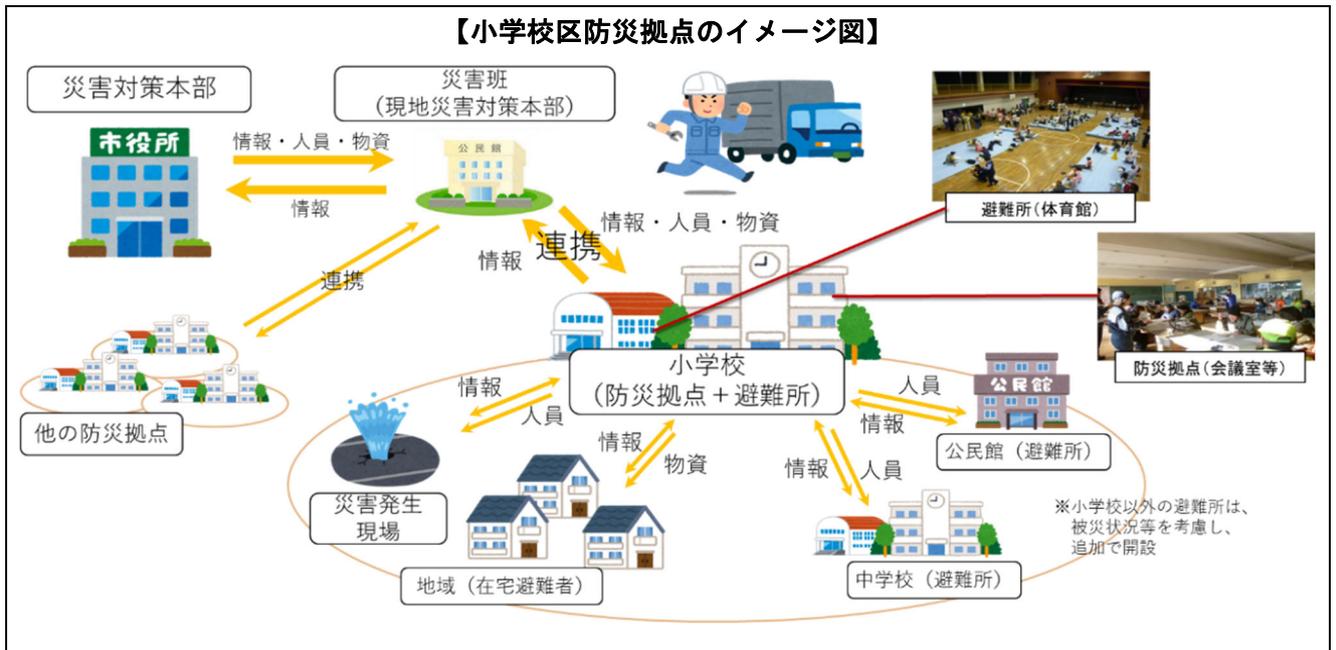
① 災害班

- 市内6箇所に設置され、各地区の現地災害対策本部として、管轄地域の被害状況の収集や、災害対策本部への報告を行うとともに、小学校区防災拠点の活動を支援します。



② 小学校区防災拠点

- 小学校区を単位として、地域の方と協力した情報発信や物資の供給、地域のニーズ把握などを行う市の現地対応拠点であり、市職員である「小学校区防災拠点要員」、地域住民である「小学校区防災拠点協議会」、施設管理者である「学校」の3者で構成されます。
- 震度5弱以上の地震が発生した場合は、市内39箇所の市立小学校並びに義務教育学校に自動開設され、災害班と連携して学区内の応急対策活動を行います。



(3) 小学校区防災拠点協議会

- ◆ 地域住民で構成され、学校職員や市職員と共に、平常時は減災に関する会議(年2～3回程度)や、避難所開設・運営訓練を行い、災害時は主に避難所運営支援などを行う小学校区防災拠点を地域から支える組織です。国の方針では避難所は原則避難者が運営することとされていますが、避難所運営について日頃から地域で話し合い、避難所運営訓練を行うことが重要です。
- ◆ 小学校区防災拠点協議会は、自治(町)会、PTA、民生委員、消防団などで構成されています。

第2章 小学校区防災拠点協議会の組織・運営

1. 協議会活動の目的

協議会は、平常時から災害時の活動内容を想定した意見交換や協議等を行い、小学校区内の関係者同士で顔の見える関係を築くとともに、実際に大規模地震等の被害が発生したときは、相互扶助の精神に基づき、迅速かつ的確に被災者に対する支援活動を実施できる体制を構築することが目的です。

また、協議会委員は地域の防災リーダー的存在として、地域の防災力向上に寄与することが期待されます。

2. 設立までの流れ

(1) 準備会の開催

- ◆ 小学校区の防災関係者が集まり、協議会の立ち上げに向けた協議を行う準備会を開催します。
- ◆ 小学校区防災拠点体制及び防災拠点協議会について、市から説明を受け、不明な点やわからないこと等について質疑応答を行います。

(2) 規約・名簿の作成

- ◆ ひな形を基に、協議会の組織全般についての決め事である「規約」を作成します。
- ◆ また、実際に活動するメンバー（委員）を確定し、平常時と災害時に連絡を取り合えるよう、「名簿」を作成して共有します。
- ◆ 全員の合意が取れ、「名簿」及び「規約」が成立した時点で、小学校区防災拠点協議会の立ち上げとなります。

3. 協議会のメンバー

(1) 委員

- ◆ 原則学区内に居住する住民であって、協議会の活動に協力いただける方であれば、どなたでも委員になることができます。
- ◆ 一方で、平常時から関係者の顔の見える関係をつくり、様々な減災活動を通して地域全体の防災力を効果的に高めていくためには、地域の多様な防災関係者が集まることが重要です。
- ◆ 委員として参加を呼び掛ける防災関係者には、次のような方が想定されます。

【協議会委員の例】

種別	留意事項
自治（町）会	<ul style="list-style-type: none">・原則として、学区内の自治（町）会には全て声を掛け、参加を促します。・必ずしも会長自身が参加する必要はありませんが、情報は自治（町）会の内部で共有することが望ましいです。
P T A ・ 施設開放関係者	<ul style="list-style-type: none">・多様な世代の意見を反映し、学校行事や施設開放との調整を取る上で参加は重要です。
民生委員	<ul style="list-style-type: none">・地域の災害時要配慮者の問題について、情報共有や意見交換を行う上で参加は有効です。
防災ボランティア	<ul style="list-style-type: none">・地域に防災士や地域防災リーダーなどがいる場合に想定されます。
消防団・女性消防クラブ	<ul style="list-style-type: none">・消防団は、発災時には消火・救出活動に注力するため、協議会としての活動はできませんが、情報共有や顔の見える関係づくりのために、参加を求めることは有効です。

(2) オブザーバー

- ◆ 会議には、必要に応じてオブザーバーの参加を求めることが可能です。
- ◆ また、原則委員にはあたりませんが、協議会の会議には、小学校区防災拠点の関係者として、拠点要員（市職員）と施設管理者（学校）も同席します。

4. 協議会の組織

(1) 役員

- ◆ 協議会の活動を円滑に進めるため、以下の役員を置きます。

名称	役割	人数
会長	・会務を総理し、協議会を代表します。 ・必要に応じて会議を招集し、議長となります。	1名
副会長	・会長を補佐し、会長に事故があったときは、その任務を代行します。	おおむね1名
専門班長	・協議会の各専門班を代表します。	1つの専門班ごとに1名

(2) 専門班

- ◆ 災害時、迅速かつ的確に被災者に対する支援活動を実施できるよう、協議会には以下の専門班を設置します。

【専門班の役割】

班名	主な活動内容
総務班	協議会の開催、避難者名簿の作成支援等
情報班	学区内を含む周辺地域の被災状況の収集、市職員との情報共有、避難者への情報提供等の活動支援等
施設管理班	避難所施設内の安全確認・見回り、避難所開設準備協力等、地域の防火・防犯等活動の支援等
食糧・物資班	備蓄品の運搬・設営、食糧・物資の受け入れ、それらの配布等の活動の支援等
保健・衛生班	避難者に対する健康観察・声かけ、清掃等の衛生管理活動の支援等
要配慮者班	要配慮者の相談対応、要配慮者からの要望の把握等の活動の支援等
支援渉外班	災害ボランティアの派遣要請、災害ボランティアの受け入れ・各避難所への配置等の活動の支援等

(3) 事務局

- ◆ 小学校区防災拠点協議会の事務局は、市川市危機管理室内に設置します。
- ◆ 年1回の避難所開設・運営訓練に向けて、協議会の活動を支援するとともに、必要な事務を担います。

5. 協議会の運営方法

(1) 目指すべき将来像と年間目標の設定

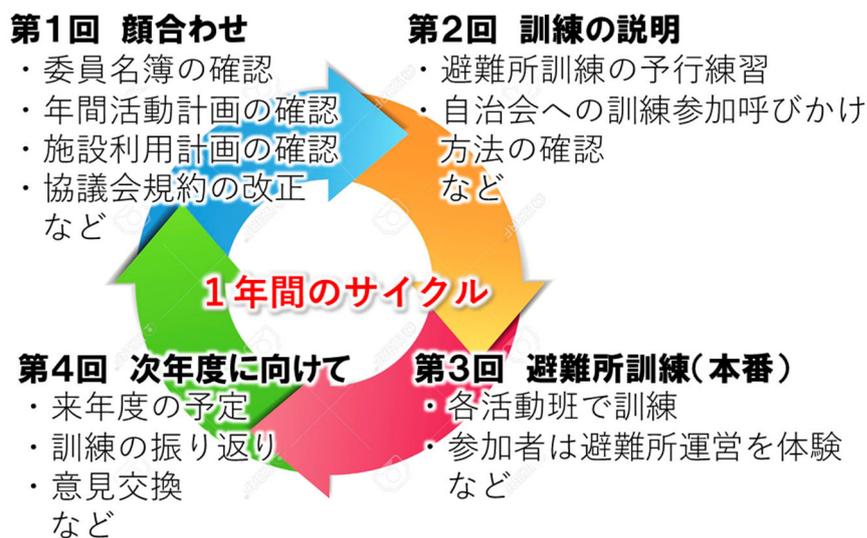
- ◆ 協議会の活動を行う上で、目指すべき将来像と年度の活動目標を明確にすることは重要です。
- ◆ 将来像と年間目標は、協議会の皆さんで話し合っって自由に設定して差し支えありませんが、この手引きでは、小学校区防災拠点協議会でまず目指していただきたい将来像として、「実災害発生時と同様に防災拠点要員（市職員）と協議会委員（地域住民）だけで避難者を受け入れ、避難者名簿の作成、情報提供、食料・物資の提供を行うことができること」をご提案します。
- ◆ また、多くの場合、すぐに将来像を実現することは困難です。段階を踏んで着実に将来像に近づいていくために、協議会の年間目標を設定します。
- ◆ 下図に、将来像に至るまでを3段階のステップに分けた年間目標の設定例をお示します。3段階のステップは、協議会の実情に合わせ、どこからスタートしても構いません。この様に段階を踏むことで、防災拠点要員（市職員）と防災拠点協議会委員（地域住民）が着実にステップアップしていくことができます。



	Step	訓練参加者	規模
3年目 目標	3	拠点要員＋協議会 ＋地域住民	100名～
2年目	2	拠点要員＋協議会 ＋自治会役員(各自治会5名程度)	～50名
1年目	1	拠点要員＋協議会	～30名

(2) 年間活動サイクル

- ◆ 協議会は第1回の顔合わせから避難所訓練を実施するまでが年間の基本サイクルになります。その中で議題とすることは、下図を参考にしてください。



第3章 小学校区防災拠点協議会の活動

1. 平常時の活動

(1) 会議の開催

- ◆ 協議会では、地域の防災関係者が顔の見る関係をつくとともに、防災訓練など地域防災力向上のための取組みについて話し合うため、定期的に会議を開催します。
- ◆ 会議の議題（内容）は、事前に会長と拠点要員リーダーと事務局が協議して決定します。
- ◆ 代表的な議題例は以下のとおりですが、この他にも話し合いたい（やってみたい）内容などあれば、ぜひご提案ください。

① 備蓄倉庫の確認

- 小学校には、大規模な災害に備えて備蓄倉庫が設置され、別紙の食糧や生活必需品が備蓄されています。災害時に有効に活用できるよう、普段から備蓄倉庫の場所や備蓄品の内容を確認しておくことが重要です。

② 災害時の学校施設利用計画の確認

- 地域住民の円滑な避難誘導や避難所となる学校施設の効果的な活用のため、災害時に校舎、屋内運動場、校庭等をどのように利用するかを定めた施設利用計画を確認しておくことが重要です。
- 施設利用計画は、施設管理者である学校が、協議会と協議の上、策定するものですが、平常時の施設利用は毎年度変わる可能性があるため、計画は毎年度確認が必要です。

③ 資機材取扱訓練

- 備蓄倉庫に保管されている資機材を有効に活用するためには、あらかじめ取扱いに習熟しておくことが必要です。
- 備蓄倉庫等に保管されている主な資機材としては、小型発電機、救助工具セット、炊飯装置、バルーンライト、蓄電池等があります。

④ 防災研修

- 関心のあるテーマについて、講義やワークショップを通じて、知識を深めます。
- 主なメニューは、次ページのとおりです。

【防災研修の例】

メニュー	内容
水害ハザードマップの解説	市が発行している水害ハザードマップを使用して、水害時の浸水シミュレーションや避難方法等について学びます。(約30分～)
地区別減災マップの解説	市が発行している減災マップを使用して、近くの避難場所や地震のリスクについて学びます。(約30分～)
地震・水害の基礎知識	日本で起こった過去の地震や水害、発生のメカニズム、災害時の行動等について学びます。(約30分～)
地区防災マップの作成	ワークショップ形式で、地域の状況を反映した独自の防災マップを作成します。(約60分～)
避難所運営ゲーム(HUG)	避難者の年齢、性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくか、ゲーム形式で模擬体験します。(約60分～)
クロスロード	過去の災害で実際にあった多くの「ジレンマ」について、自らの問題として考え、さまざまな意見をすり合わせて「その場その場で正解を作っていく」過程を、ゲーム形式で模擬的に体験します。(約60分～)

⑤ 地区防災計画の作成

- 防災カルテ等を利用して、小学校区オリジナルの地区防災計画を策定する。

【防災カルテ(市公式web)】

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/cr103/1111000084.html>

(2) 避難所訓練の実施

- ◆ 協議会の災害時の活動のうち、中心となるのが避難所運営の支援です。いざという時に避難者自らで避難所の運営を行えるよう、平常時から多くの住民の皆さんの参加を得て、避難所開設・運営訓練を実施することが期待されます。
- ◆ 訓練の内容や参加者は、協議会の状況に応じて検討します。初めからうまくはいきませんが、繰り返し訓練を行うことが重要です。

(3) 地域防災リーダー講習会

- ◆ 協議会委員のスキルアップを図るため、資機材取扱訓練や救急救命講習などの実技講習や、避難所運営ゲーム(HUG)などのワークショップ形式の研修など、地域防

災リーダーとして必要な研修・訓練を半日程度で実施します。

- ◆ 講習を修了した方は、市川市地域防災リーダーとして認定します。

(4) 家庭内の安全対策

- ◆ 災害時に自分や家族が怪我をしたり、自宅で生活できなくなったりしては、協議会の活動への参加は難しくなります。
- ◆ そのようなことがないよう、水・食糧・携帯トイレの備蓄や、家具の転倒防止など、日頃から家庭の防災対策を徹底しておくことが重要です。

2. 地震災害時の活動

(1) 自身・家族の安全確保

① 初動対応

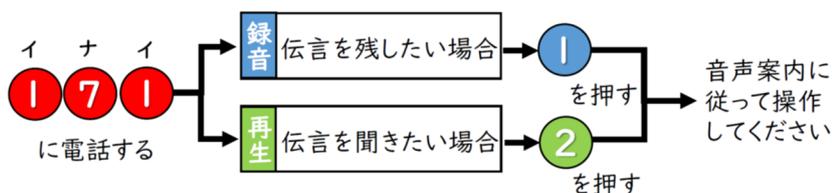
- 揺れを感じたら、まずは自身の身の安全を確保することが最も重要です。
- 命を守る3動作（姿勢を低くする、頭・体を守る、揺れが収まるまでじっとしている）などの安全確保行動をとりましょう。

② 家族の安否確認

- 家族の安全が確認できなければ、安心して協議会の活動に参加できません。
- 災害時の連絡手段について事前に家族で話し合っておき、災害時伝言ダイヤル（171）や各携帯電話会社が提供している災害時伝言板等を活用して連絡を取り合しましょう。

ア. 災害時伝言ダイヤル（171）

被災地域に住む方が自分の安否情報を録音することができ、その録音された情報を全国から聞くことができるサービスです。



イ. 災害用伝言版（携帯電話各社）

被災地域に住む携帯電話をお持ちの方は、各携帯電話会社が開設する災害用伝言版に自分の安否情報を登録することができます。登録された安否情報は、携帯電話やパソコンなどでインターネットを通じて全国から確認することができます。

(2) 参集

- ◆ 市川市で震度5弱以上の地震が発生した場合、ご自身と家族の身の安全を確保した

上で、可能であれば小学校への参集をお願いしています。

- ◆ その際、原則市からの連絡はありませんので、大きな地震を覚知したら、テレビ、ラジオ、メール情報配信サービス等で、市川市の震度を確認してください。
- ◆ 小学校に到着したら、協議会長又は拠点要員（市職員）に参集した旨を報告します。

（３）被害情報の収集

- ◆ 参集の途中で見聞きした地域の被害情報を、協議会長又は拠点要員に報告します。
- ◆ 自主防災組織（自治会）等で災害時の活動拠点を決めている場合は、一度拠点到り寄り、情報を収集することも有効です。
- ◆ 参集後も、自主防災組織等と連絡を取り合い、学区内の状況把握に努めます。

（４）一時避難場所の誘導

- ◆ 大地震の場合、余震が落ち着き、避難所施設の安全が確認されるまでは、校庭などの屋外での一時避難が原則です。
- ◆ 施設利用計画で、一時避難スペースが決まっていれば、避難者の誘導を行います。

（５）避難所の運営支援

- ◆ 避難所の運営は、避難者自らで行うことが望ましいとされていますが、混乱する発災直後に避難者だけで運営を行うことは困難と考えられます。
- ◆ 避難者の中から避難所運営委員会のメンバーを選出し、避難者自身による避難所の運営が円滑に進むようになったら、支援を終了します。

（６）在宅避難者の支援

- ◆ 地域の在宅避難者について、水・食糧・トイレなどの支援が必要な場合は、概ねの数量を把握し、拠点要員を通じて、市の災害対策本部に対応を要請します。
- ◆ 在宅避難者用の物資が小学校に届いた場合は、配布方法（小学校に取りに来てもらう、自治会で配るなど）を検討し、自主防災組織等と連携して在宅避難者を支援します。

（７）自主防災組織等との連携

- ◆ 家屋の倒壊や火災など、学区内で被害の大きい地区と被害の小さい地区がある場合は、小さい地区の自主防災組織等に可能な範囲での支援を要請します。

3. 風水害時の活動

台風など風水害の災害対応には、次のような特徴があるため、基本的には市職員のみで対応する予定です。協議会委員の皆様の小学校への参集はありませんので、各自気象情報や市からの避難情報に注意するとともに、ご家庭の安全対策や地域での防災活動に注力してください。

【風水害の特徴】

- 気象予報や観測データから災害の予兆を捉え、事前に備えることが可能です。
- 避難所は、浸水等の恐れがない安全な施設を選定して開設します。
- 避難所を開設しても短期間（1～2日）で閉鎖になることがほとんどです。

なお、大規模な河川氾濫等により甚大な被害が発生し、避難所運営の支援や在宅避難者対応など、協議会の支援を必要とする場合は、改めて市からご連絡します。

第4章 活動事例

1. 自治会と連携した実効的な活動体制（八幡小学校）

自治会長が協議会の委員になる場合、自治会との情報共有や会議の意思決定が円滑に進む等のメリットがありますが、災害時、会長は地元で自治会の活動を取りまとめる必要があるため、小学校に来ることはできないのではないかと懸念もあります。

そこで、八幡小学校区防災拠点協議会では、規約で定めた災害時の活動を行うため、協議会に「活動部会」を設置しています。活動部会のメンバー（活動部員）は、学区内の各自治会から概ね3名ずつ出し合い、協議会委員と兼務も可能です。

活動部会には、部会長、副部会長、専門班長の役員を置くとともに、協議会に代わって専門班を組織することとしました。

これにより、大地震などの際は、自治会長などの協議会委員は地元で自治会（自主防災組織）として災害対応にあたる一方、活動部員が小学校に参集して協議会としての活動を行う体制を確立しています。

2. 各小学校の平面図を使用した避難所運営ゲーム（HUG）の体験（菅野小学校・中山小学校・塩焼小学校・二俣小学校・鬼高小学校等）

避難所運営を体験するため図上訓練を実施しました。さまざまな事情を抱える避難者に対してどう対応するか、また、さまざま起こる事案についてどう対応するかを協議会委員で話しあいながら体験しました。苦慮した点や改善したい点などの気づきになり、今後の協議会での検討内容につなげることができています。

